

## 静岡県企業局管理規程第2号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月28日

静岡県公営企業管理者

企業局長 黒田 晶信

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p><b>第5条</b> 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 災害状況調査手当は、職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、<u>重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の作業に従事したときに、1日につき710円を支給する。ただし、応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき</u>にあっては、1,080円を支給する。</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p><b>第5条</b> 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 死体処理手当</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 死体処理手当は、職員が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他管理者が定めるものに対処するため死体の収容等の作業に従事したときに、1日につき1,000円(心身に著しい負担を与える)と管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)を支給する。</u></p> <p><u>7 災害状況調査手当は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>職員が、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の作業に従事したときに、1日につき710円(応急的な工事の監督、測量等の作業に従事したとき</u>にあっては、1,080円)</p> <p>(2) <u>前号に規定する作業に相当すると管理者</u></p>

	<p>が認める作業に従事したときに、<u>1,080円を超えない範囲内で、管理者が定める額</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する作業が著しく危険であると管理者が認める場合又は管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合に該当するときは、前2号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に、作業に従事した1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日等)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(特定大規模災害に対処するための死体処理手当の特例)

2 第5条第6項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害（以下「特定大規模災害」という。）に対処するため第5条第6項に規定する作業に従事した場合において管理者が定めるときの死体処理手当の額は、作業に従事した1日につき、2,000円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）とする。

(原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための災害状況調査手当の特例)

3 第5条第7項の規定によるほか、職員が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があった場合に対処するため、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する同法第2条第4号に規定する原子力事業所のうち管理者が定めるものの敷地内その他管理者が定める区域において行う作業で管理者が定めるものに従事したときは、作業に従事した1日につき40,000円を超えない範囲内で、管理者が定める額の災害状況調査手当を支給する。

(特定大規模災害に対処するための災害状況調査手当の特例)

4 職員が特定大規模災害に対処するため第5条第7項第2号又は同項第3号に規定する作業のうち同項第2号に規定する作業に相当する作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害状況調査手当の額は、同項の規定による額に、同項第1号又は第2号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。